

公 告  
（ 監 査 委 員 ）

茨城県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年8月8日

茨城県監査委員	鶴岡正彦
同	藤島正孝
同	小沼均
同	齋藤良彦

監査対象機関名 茨城県水戸土木事務所	監査実施年月日 平成23年2月23日
○監査の結果 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 特殊車両通行許可事務について、大幅に事務処理が遅延していたことは適正でない。	
○上記に対する措置状況 「特殊車両通行許可申請受理及び処理状況確認書」を新たに作成し、申請書受理及び許可決定時にそれぞれ道路管理課長の確認を得るとともに、申請者に対して「特殊車両通行許可申請受理書」を発行し、申請書受理から許可書交付までの事務処理漏れ防止を図ることとした。 さらに、新たに複数の担当者を定め、複数で当該事務処理状況をチェックする体制とし、定期的開催する課内会議で事務処理の遅延等がないかを確認し、再発防止を図ることとした。 また、平成23年度から当該許可業務については、許可権限を本庁道路維持課に集約し、事務処理の的確化を図ることとした。	

監査対象機関名 茨城県鉾田工事事務所	監査実施年月日 平成 23 年 2 月 14 日
○監査の結果 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 河川敷占用料に係る収入未済額について、適切な徴収対策を講じずに、債権を時効としたことは適正でない。	
○上記に対する措置状況 収入未済額に係る債権管理については、複数の担当者を配置し、収入未済者に対してこれまで以上に組織的かつ継続的に徴収事務を行っていくこととした。 また、河川法等に基づき、関係機関と協議しながら法的措置も含めた対策を進めることとした。	